

(別 紙)

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書（案）

ネオニコチノイド系農薬は、1990年代から有機リン系農薬にかわって使用されるようになり、使用量は増加傾向である。

ネオニコチノイド系農薬の特徴としては、昆虫の神経伝達を阻害することで殺虫活性を発現し、適用できる害虫の種類が広いという特徴がある。また、脊椎動物への急性毒性が低く、環境中で分解されにくく残効性があり、水溶性で植物体への浸透移行性が高いことなどから、さまざまな植物に広く使用されてきた。しかしながら、近年、昆虫などの無脊椎動物だけでなく、脊椎動物に対する免疫機能や生殖機能の低下などの慢性毒性が報告されるようになり、直接的及び間接的な生態系への影響が懸念されるようになってきている。具体的には、体内の機能を制御する神経系の中で重要なアセチルコリン受容体に作用するため、人の体への影響も指摘されている。害虫だけに選択的な毒性を持ち、人には安全として売り出されたものの、人の健康への影響に関する研究結果がこれまでに数多く報告されている。また、ミツバチ減少の原因物質としても疑われている。

さらに、ネオニコチノイド系農薬は、水溶性であることから水環境へ移行することが考えられ、事実、河川水等からの検出事例が報告されるなど、環境汚染物質としても関心が高まってきている。

日本弁護士連合会は、2017年12月、新規ネオニコチノイド系農薬について、製造・輸入及び販売するための農林水産大臣の登録を、予防原則に基づき保留するべきであることなどを趣旨とするネオニコチノイド系農薬の使用禁止に関する意見書を国に提出し、チアクロプリド等ネオニコチノイド系農薬について、劇物指定農薬であるなどの懸念があり、早急に調査研究の実施及び健康影響評価の確立が求められるとともに、安全性が証明されるまでは安易な使用は厳に慎むことを求めている。

マウスを使った毒性実験では、暴露したマウスが異常行動を起こすという結果が得られており、欧州食品安全機関は、ネオニコチノイド系農薬に発達神経毒性の可能性を指摘し、基準値の引き下げを勧告した。海外では、厳しい規制が行われており、フランスは2018年9月、全てのネ

オニコチノイド系農薬使用を中止し、オランダでもネオニコチノイド系農薬の全面禁止法が議会で可決された。ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・ブラジル・韓国・台湾などでも、品目により使用規制・禁止されている。また、予防原則の考え方に立って、食品中の残留農薬基準値も極めて厳しく設定されている。しかし、我が国においては、これまでのところ使用規制は一切行われておらず、食品中の残留農薬基準値も米国の数倍、EUの数十倍から数百倍と言われ、極めて緩く設定されているのが現状である。

私たちは、自然界の生態系を守る事こそ、持続可能な社会構築の絶対条件と考え、子供達の未来に何を残すべきかを最重要視し、国に対し、下記の事項を強く求める。

記

- 1 フランスなどヨーロッパ等でのネオニコチノイド系農薬の屋外使用全面禁止の動向を踏まえ、予防原則にのっとり、使用規制に取り組むこと。
- 2 ネオニコチノイド系農薬の食品への残留農薬基準を見直し、規制を強化すること。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
環境大臣

} 宛